

補装具支給事業

補装具の支給は、これまでの現物支給から、補装具費(購入費、修理費)の支給へと変わりました。利用者負担についても定率負担となり、費用の1割を利用者が負担します。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。障害者は、事業者との契約により補装具の購入と修理を受けることができます。障害者が補装具製作者を自分で選べるようになりました。

対象者について

当制度で支給を受けるには、身体障害者手帳の取得が必要です。また、手帳の内容が支給を受けたい用具の機能と一致していなければなりません。

当制度による支給よりも、損害賠償・業務災害補償(労災など)・介護保険法の適用が可能な場合、それらが優先されます。ただし、それらの制度が支給ができない場合であっても当制度の対象にはなり得ないこともあります。

治療用具との関係

治療用装具とは、疾病や負傷の治療に必要な物をいいます。更生用装具(当制度で支給される物)とは、障害が固定した後に日常生活を送る上で必要なものです。

